

技能実習生の帰国後キャリアの一考察

A Study of Technical Intern Trainee's Careers Who Returned Home

岩下 康子 (広島文教大学人間科学部グローバルコミュニケーション学科)

Iwashita Yasuko (Global Communication Department of Human Science, Hiroshima Bunkyo University)

キーワード: 技能実習制度 帰国 半構造化インタビュー

1、研究の目的

外国人技能実習生（以下「実習生」）が帰国後にどのような就職状況や職位の変化をもたらしたか、日本で修得した技能や知識の活用状況を把握するために、厚生労働省が毎年「帰国技能実習生フォローアップ調査」を実施している。2018年度の結果は、5359人の有効回答のうち、技能実習で学んだことが役立ったとする回答が96.9%と高い数値を示す。一方、技能移転などないとする実習実施者、研究者の報告書が散見され、外国人技能実習制度を検証し、今後外国人労働者を受け入れる上で必要な視点を明らかにすることを目的として帰国技能実習生の追跡調査を実施した。方法として半構造化インタビューを用い、これまでベトナム25名、インドネシア15名の聞き取り調査を行った。

2、研究の背景

2017年に「外国人の技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」）が公布され、関係者が共通の認識を持ち制度の円滑な運用が図られると期待して動向を見守った。しかし、技能実習法による管理団体、実習実施者認可手続き等が煩雑かつ広範となり、実習生の声に耳を傾ける余裕などないのが実情である。地方零細企業や地場産業に従事する実習生のみならず、大企業下における法令違反も相次ぎ、賃金、労働時間、労働環境問題等は依然としてあり、ユニオンやNPOと連携した支援活動による問題解決、という構図は続いている。この中で2019年4月からは、技能実習終了後の移行も見据えた新在留資格が始まること決定し、さらなる問題の発生につながると懸念する。技能実習制度においては、技能実習法第3条「国際貢献、国際協力」は形式上にとどまり、実習生は労働力の需給の調整手段でしかない。また、同法6条の技能実習による技能移転への努力規定が定められているが、これが実習生の職場移転の自由を奪うことに繋がり、技能移転がなされているかという具体的な追跡調査は行われていない。

3、先行研究

厚生労働省報告書について追記する。2018年度の結果から、帰国後役立ったものとして修得した技能が73.2%、日本語力が66.2%、日本での生活経験が64.9%となっている。回答時の就職状況は22%で、雇用される予定の13%を含めても過半数を大きく下回る。この調査票は、帰国時に調査機関から送付され、回答は郵送としている。回答時期や就職状況を考えると調査自体の信頼性に欠け、技能がどのように移転されているのかの具体的な追跡はない。2014年には、厚生労働省が帰国した実習生41名にインタビュー調査を実施しているが、うち10名は企業単独型で再雇用が確約された実習生である。31名については、技能よりも日本での働き方や日本語が役立ったという回答を得ており、技能移転は企業単独型実習生を除けばほぼないことが分かった。さらに、昨年の移民政策学会で報告された西川氏の研究では、氏がホーチミンで製造業関連の帰国技能実習生調査を行った結果、技能実習による所得上昇などの利点は少ないと述べており、3年間の技能実習によってキャリアが切り開かれた事例は数少ない。現在、実習生の帰国後については十分な先行研究が少なく、これから検証されなければならないと考える。検証が行われないまま外国人労働者をさらに拡大しようとする現状は、将来の日本の労働環境だけでなく、国際労働市場からも糾弾されることになりかねない。

3 考察

調査活動は継続中である。調査した 40 名の結果、帰国後に同業種で勤務していたのは 2 名だけで、製造業において実習した技能の活用事例がみられた。調査対象者は大変協力的で、滞日中の日々を好意的に振り返っていたが、母国に持ち帰って移転するような技能が身についた事例はわずかである。一方、技能実習中に身についたもので最も役立ったと回答されたのは日本語で、帰国後、日本語教師、送り出し機関の社員、日系企業に勤務する方が多いことがわかった。次いで、日本のマナー、仕事への取り組み方や働き方という文化的、精神的側面に関するものが役立つという回答を得た。残念ながら、帰国後就職活動をする際においても、実習経験より日本語能力や母国での学歴が優先される事例が多く、母国でも技能実習制度が「海外出稼ぎ労働」として捉えられていることがわかった。調査母数が少ないため、今後も範囲を広げて継続していく。

国際的な人材獲得競争が激化する中で、日本の理念と現実が乖離するこの制度に、アジアの青年たちは厳しい目を向け始めている。帰国後、友人知人に日本へ行くことを進めるかどうかを尋ねると、はっきりと進める、と回答された方は半数を下回った。日本よりも韓国や台湾に行きたかったという声も少なくない。先日ベトナムで実施したインタビューでは、延長希望していた元水産業実習生が、日本語を生かして電子部品を製造する日系企業に入社して新たな道を模索するうちに、日本で延長することは自分の将来のためにならないと分かった、と話してくれた。改めて日本が変わらなければ、海外労働派遣先としてアジアの若者から日本が選ばれない国になるということを実感した。制度の根本を見直すための検証を今後も継続し、実習生の帰国後キャリアを見据えた制度設計や実習計画の見直し、労働環境の整備に向けた提言を行っていきたい。

参考文献

- 石塚 双葉 (2014). 「第 5 章ベトナムにおける国際労働移動」, 『山田美和編 東アジアにおける移民労働者の法制度』, pp.179-206, IDE-JETRO アジア経済研究所。
- 岩下 康子 (2018). 「技能実習生の帰国後キャリアの考察—ベトナム人帰国技能実習生の聞き取り調査を通して—」, 『広島文教女子大学紀要』, 第 53 号, pp.33-44。
- 上林 千恵子 (2015). 『外国人労働者受け入れと日本社会—技能実習制度の展開とジレンマ—』, 東京大学出版会。
- 木元 茜・東 弘子・藤倉 哲郎 (2016). 「日本語教師になる元技能実習生の現状—インドネシア人技能実習生の帰国後のキャリアから問う技能実習制度—」, 『愛知県立大学外国語学部紀要』, 第 50 号, pp.105-129。
- グエン・ティ・ホアン・サー (2013). 「日本の外国人研修制度・技能実習制度とベトナム人研修生」, 『佛教大学大学紀要 社会学研究科篇』, 第 41 号, pp.19-34。
- 厚生労働省 (2018). 「2017 年度帰国技能実習生フォローアップ調査報告書」
- 厚生労働省 (2015). 「2014 年度帰国技能実習生フォローアップ調査報告書」
- 厚生労働省 (2018). 「外国人技能実習制度の現状、課題について」(資料 3), <www.meti.go.jp/policy/mono.../3_mhlw-genjyoukadai.pdf>. (2018 年 8 月 10 日)。
- 後藤 純一 (2018). 「労働力需給ギャップと技能実習制度の課題」, 『DIO 連合総研レポート』, No.337, pp.4-9。
- 斎藤 善久 (2018). 「日本で働くベトナム人労働者—問題状況とその背景—」, 『DIO 連合総研レポート』, No.337, pp.15-19。
- 西川 直孝 (2018). 「ベトナム人帰国技能実習生の就業状況に関する研究—就業選択行動と所得を中心に—」, 移民政策学会 2018 年度年次大会抄録。
- 山村 淳平 (2017). 「ベトナムに帰国した元技能実習生を追って」, 神奈川県弁護士会報告書。